

## カートリッジ・自動配送サービス利用約款（コレモール）

「カートリッジ・自動配送サービス利用約款」（以下「本約款」という）は、お客さま（以下「甲」という）がキヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「乙」という）より“カートリッジ・自動配送サービス”（以下、「本サービス」と表記され、本約款第1条において定める）の提供を受けるに際し、共通に適用されるものとします。なお、本約款に特段の定めのない事項については、ネットアイ利用規約（<https://cweb.canon.jp/neteye/agreement/>）の定めが適用されるものとします。

### 第1条（定義）

本約款において使用される用語は以下の意味を有するものとします。

- ①「本サービス」とは、消耗品の受発注に関し効率化を図るため、本通知メールを甲から乙に対する消耗品の発注とみなし、甲乙間で消耗品の売買契約を成立させるサービスをいう。本サービスの詳細は、「カートリッジ・自動配送サービス サービス基準書」（以下「本基準書」という）に定めるものとします。
- ②「ネットアイ」とは、乙の提供する、インターネット回線を利用して印刷機器の稼働状況等を把握するオンラインサポートサービスをいいます。
- ③「本通知メール」とは、ネットアイを用いて甲および乙に送信される、キヤノン製レーザービームプリンターまたはキヤノン製スモールオフィス向け複合機またはキヤノン製大判プリンターの消耗品の残量の通知メールをいいます。
- ④「対象機械」とは、本サービスの対象となる機械であって、甲が使用するキヤノン製レーザービームプリンターまたはキヤノン製スモールオフィス向け複合機またはキヤノン製大判プリンターのうち、コレモールの申込内容確認画面に記載されるものをいいます。
- ⑤「対象消耗品」とは、対象機械に使用される次の消耗品であって、甲が次条に基づき申し込みを行う際に選択した消耗品のうち、コレモールの本サービスにかかる申込内容確認画面に記載されるものをいいます。  
消耗品一覧（対応機種のみ）：トナーカートリッジ、ドラムカートリッジ、回収トナーボックス、インクタンク、メンテナンスカートリッジ
- ⑥「ネットアイ機器」とは、対象機械に内蔵され、またはネットアイを提供するために乙が甲に貸与する情報送信装置、ソフトウェア、その他の付属機器の総称をいいます。

### 第2条（本サービスの提供）

甲は、乙が運営する“コレモール”（以下「コレモール」という）を通じて申し込みを行い、または乙所定の「カートリッジ・自動配送サービス利用申込書」（以下「本申込書」という）に必要事項を記載のうえ、乙に提出することにより、乙に本サービスの利用申し込みを行うものとします。乙は、当該利用申込を受けた場合、速やかに甲が本サービスを提供するために必要な条件を満たしていることを確認するものとし、本サービスの提供を行うことができると判断した場合には、甲にコレモール上にて「カートリッジ・自動配送サービス申込完了通知」（以下「本通知」という）を交付するとともに、本通知の定めに基づき本サービスの提

供を開始するものとします。なお、甲による申込みの内容と本通知に相違がある場合は、本通知の定めが優先するものとします。なお、本約款に定めのない事項については、コレモールの利用規約が適用されるものとします。

### 第3条（ネットアイの利用）

1. 甲は、ネットアイと連携することにより対象機械の稼働状況等を把握することに合意するものとします。なお、甲は乙指定以外の消耗品を使用した場合、稼働状況等が正確に把握できず、その結果として、本サービスが適切に提供できない場合があることを予め了解するものとします。
2. 甲は、乙が対象機械の稼働状況等を把握するためのネットアイ基本設定（クイックメンテナンスサービス）への加入を承諾し、甲に対して各種提案および営業活動を行うことがあることを予め了解するものとします。
3. 甲は、本サービスの提供期間中、乙所定の方法により、対象機械についてネットアイの提供を受けるために必要な設定を行い、その他乙の指示に従い、ネットアイの提供を受けるために必要なインターネット環境等を維持するものとします。
4. 甲は、ネットアイ機器を接続するために必要なネットワーク設定情報を乙に提供するものとします。

### 第4条（発注）

1. 本サービスを通じて本通知メールが乙に到達した時をもって、甲から乙に対して、コレモールを通じて対象消耗品の発注があったものとみなし、乙は、合理的な理由のない限りこれを承諾するものとします。但し、甲および乙は、当該本通知メールに不明な点がある場合、相手方に連絡し、当該発注への対応につき協議するものとします。
2. 対象消耗品の販売価格、支払条件その他売買の条件は、本約款に定める場合を除き、当該発注時点でコレモールにおいて適用される条件によるものとします。

### 第5条（納品）

1. 乙は、前条に基づき、甲から対象消耗品の発注を受けた場合、次の納品予定日の目安を基準として、当該対象消耗品を、コレモールの申込内容確認画面に定める納品場所に納品するものとします。但し、乙の事情により当該納品日が以下の納品予定日の目安を3日以上超過する場合、乙は甲に速やかに納品予定日を通知するものとします。なお、乙は、納品目安日までに対象消耗品を納品することを保証せず、納品日について何らの責任も負いません。  
納品予定日の目安：離島や一部の地域、年末年始、土日祝日を除き、15時30分までの発注の場合は2営業日後（発注日を含まない）、15時30分以降の発注の場合は3営業日後（発注日を含まない）を納品予定日の目安とします。
2. 前項に基づき納品がなされた場合、甲は、対象消耗品について、納品日より14日以内（以下「検査期日」という）に乙が定める所定の検査事項に基づき外観上の汚損、数量の不足等を検査し、当該検査の可否を乙に通知するものとします。なお、検査期日までに何らの通知もない場合、検査期日の満了をもって、当該対象消耗品は検査に合格したものとみなします。

3. 乙は、前項の定めに基づく検査の結果、当該対象消耗品が不合格となった場合、自らの費用と責任において当該対象消耗品を引き取り、甲と協議して定める期日までに代品を納品するものとします。当該代品の検査については、前項の定めに従います。

#### 第6条（支払代金）

甲は、第4条第2項の定めに従い検査に合格した対象消耗品の対価並びにこれに付帯する消費税および地方消費税相当額を、コレモールにおいて適用される甲乙間の売買条件に従い、乙に対して支払うものとします。

#### 第7条（変更）

甲は、コレモールからの申し込み、または本申込書の記載事項に変更が生じる場合は、変更の2カ月前までに、コレモールからの変更の申し込みを行うか、または乙所定の「カートリッジ・自動配送サービス変更申込書」に変更内容を記載のうえで乙に提出するものとします。乙は、当該申し込みを承諾する場合は甲に通知を行うものとします。甲が当該申し込み手続きを怠ったことにより、自己または第三者に損害が発生した場合には、甲自ら当該損害についての責任を負うものとします。

#### 第8条（個人情報の利用）

乙は、甲から受領した個人情報を、「個人情報の取扱いについて」([https://oss.canon.jp/cmj\\_shop/usersguide/pages/guide\\_privacy.html](https://oss.canon.jp/cmj_shop/usersguide/pages/guide_privacy.html))に記載のとおり、取扱うものとします。

#### 第9条（免責）

1. 天災地変、不可抗力またはその他乙の責に帰すべからざる事由により、対象消耗品の配送が遅延、停止または不能となった場合であっても、乙は責任を負わないものとします。
2. 乙は、甲が使用するインターネット回線に起因して、または甲が当該インターネット回線を変更したことにより甲または第三者に生じた損害もしくは不利益等について、一切責任を負わないものとします。
3. 前各項に定めるほか、何らかの事由により本サービスの提供が不能となった場合であっても、乙は、乙に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

#### 第10条（解除）

乙は、甲が次の各号の一に該当した場合、何らの催告なく本サービスの甲への提供を中止または終了することができます。

- (1) 自ら振出または引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
- (2) 第三者より仮差押、仮処分、強制執行、公租公課等の滞納処分、担保権の実行としての競売等があったとき
- (3) 破産の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立てまたは会社更生手続開始

の申立ての事実が生じたとき

- (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (5) 営業の全部もしくは重要な一部の譲渡、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、解散または合併の決議をしたとき
- (6) 財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (7) 本約款に定める条項の一つにでも違反したとき
- (8) その他、当事者間の信頼関係を著しく損なう等、本サービスの提供を継続しがたい事由が生じたとき

#### 第 11 条 （反社会的勢力排除）

1. 甲および乙は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または交際しないことを約するものとします。
2. 甲および乙は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに本サービスの甲への提供を終了することができるものとします。

#### 第 12 条 （有効期間）

1. 本サービスの提供期間は、第 2 条に基づき本サービスに関する契約が成立した時から、本条第 2 項乃至第 5 項に基づき本サービスの提供が終了するまでとします。
2. 甲乙間のコレモールの利用に関する契約が終了した場合、またはネットアイの提供が終了した場合、終了の理由の如何を問わず、本サービスの提供も当然に終了するものとします。
3. 甲は、60 日前までに乙に書面にてまたはコレモールを通じて通知することにより、本サービスの利用を終了することができるものとします。
4. 乙は、60 日前までに甲に書面にて通知することにより、本サービスの提供を終了できるものとします。
5. 対象消耗品の供給が困難になる等、本サービスの乙から甲への提供が困難または不可能となった場合、乙は、30 日前までに文書により甲に通知することで、本サービスの提供を終了することができるものとします。

#### 第 13 条 （合意管轄）

本約款に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 14 条 （協議）

本約款に定めのない事項または疑義の生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、取り決めるものとします。

#### 第 15 条 （本サービス、本約款および本基準書の変更）

乙は、効力発生日を定めただえで、原則として当該効力発生日の30日以上前に、甲に対して変更後の本サービスの内容および本約款を、Web サイト

(<https://cweb.canon.jp/neteye/agreement/>)にて通知することにより、本サービスの内容および本約款を変更することができるものとします。甲が変更後の本サービスの内容および本約款に同意できない場合には、前記の予告期間中に乙に通知することにより、本サービスの提供を受けることを取りやめることができるものとします。

以上

改定日 2023年12月14日